

岡山県電気自動車用充電設備等導入事業
実施要領及び仕様書に対する質問・回答

| 質 問 内 容 | 回 答 内 容 |
|---|---|
| <p>(実施要領)</p> <p>4 参加資格</p> <p>充電設備等の運営実績は社内実証設備も含まれるか。</p> | <p>実証事業の実績を含めていただいて構いません。</p> |
| <p>(実施要領)</p> <p>6 企画提案書提出までの手続き</p> <p>複数事業者が1つのJVとして提案することは可能か。</p> | <p>JVとして提案いただいても構いませんが、必要書類は全ての事業者のものを提出してください。</p> |
| <p>(実施要領)</p> <p>7 企画提案書等</p> <p>提案する施設数が多く、2024年度内にすべて完工できない可能性がある場合、2025年度以降のスケジュール提示も可能か。</p> | <p>今回の企画提案は、2024年度内に運用を開始できる施設を提案してください。なお、次年度以降の展望について、「その他の提案」として提案いただいても構いません。</p> |
| <p>(実施要領)</p> <p>7 企画提案書等</p> <p>別表候補施設一覧で、1~4については導入必須と理解しているが、設置希望基数よりも多い提案も可能か。</p> | <p>県の設置希望基数よりも多い基数の提案をいただくことも可能ですが、最終的な設置基数は、県が実施事業者と協議の上、決定します。</p> |
| <p>(実施要領)</p> <p>7 企画提案書等</p> <p>施設にもよるが、提案する充電器の様子は急速・普通のどちらでも可能か。</p> | <p>急速充電設備の導入について提案をいただいても構いません。</p> |
| <p>(実施要領)</p> <p>7 企画提案書等</p> <p>充電料金及び決済方法は、事業期間の途中で変更可能か。</p> | <p>県が実施事業者と協議の上、支障がないと認めた場合は、変更することが可能です。</p> |
| <p>(実施要領)</p> <p>7 企画提案書等</p> <p>原則として新規に引込工事となっているが、送配電事業者から引込できないと断られた場合、実施計画の見直しは可能か。</p> | <p>県が実施事業者と協議の上、工事に要する費用、工事方法等を踏まえ、引込工事が不可能と認めた場合は、見直しが可能です。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>(実施要領)</p> <p>8 審査・選定</p> <p>プレゼンテーションは1者ごと、最大何名の参加が可能か。</p> | <p>参加者数は特段定めませんが、プレゼンテーションでは円滑な説明に努めてください。</p> |
| <p>(実施要領)</p> <p>8 審査・選定</p> <p>充電設備の利用履歴は、県が直接確認するということか。それとも事業者から別途提出という形になるか。</p> | <p>県が直接確認する形でも、実施事業者から提出いただく形でも、どちらでも構いませんが、県としては後者が望ましいと考えています。</p> |
| <p>(仕様書) 4 実施期間</p> <p>行政財産使用許可の期間は1年間とし、事業期間の間、更新と記載がある。前年のクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金事業では、「土地の所有者が充電設備を5年間設置することを許諾したことを証する書類を提出すること」となっておりますが、国の補助事業利用への影響はないか。</p> | <p>国の補助事業に係る土地の利用に関する許諾書類については、その作成に協力します。</p> |